

旭川市福祉のまちづくりに関する懇話会 会議録（令和3年度第3回）

日時	令和3年10月21日（木） 18:30～19:30
場所	旭川市民文化会館 第2会議室
出席者	鬼塚 晃任, 鎌本 かおり, 川口 勤, 神田 典行, 菊池 亮汰, 齋藤 建児, 佐々木 和雄, 高森 崇, 林 欽一, 飛騨 晶子 廣岡 輝恵, 廣長 賢治, 堀川 沙織, 吉政 文代（敬称略） 福祉保険部次長 小島 浩吉志 福祉保険部福祉保険課主幹 古川 雄輔 福祉保険部福祉保険課地域福祉係主査 柴田 淳
欠席者	玉田 昌嗣
会議の公開・非公開	公開
傍聴者	なし
会議資料	資料1 「(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」について 資料2 (仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案について 資料3 (仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案 資料4 地域力の向上に向けた包括的相談支援体制の構築に向けて 追加資料 (仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案 新旧対照表

1 開会

・第2回の開催が6月30日，関係部局との調整や緊急事態宣言，市長の交代などの要因により，約4か月の間隔があつての開催。

2 議題

(1) (仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例（案）について（事務局）

・福祉保険課主幹から資料1～3，追加資料に基づき説明。

(参加者)

・定義(2),”福祉的な支援が必要な市民”が修正され，若年性認知症患者を含め，幾つか

の対象が,” その他の全ての支援が必要な方”の中に括られたがその根拠を確認したい。

(事務局)

・市の内部で、細かく記載がある部分と全体で拾い上げられる部分を揃えるよう指摘があり、表現に漏れがなければ、他で読み取れるものについては揃えることとなった。排除ではなく表現として統一性を持たせたという理由である。

(参加者)

・定義(2),”福祉的支援を必要とする市民”の最後に,”そうした市民に対して無償で援助を提供する者”とあるが,そういった方も福祉的支援を必要とする市民という解釈でよいか。

(事務局)

・そのとおりである。

例として、子どもと子どもを育てる親も福祉的支援の対象であったが、障がい分野では車椅子に乗っている人は福祉的支援の対象者となるが、車椅子を押す人はどうなのかとすることになる。ヤングケアラーと呼ばれる問題も表面化しており、支援者にも悩みや困りごとがあり、今後は支援する側も支援対象であるということを加えている。

(2) 重層的支援体制整備事業について

(事務局)

・福祉保険課主幹から資料4に基づき説明。

(参加者)

・重層的支援体制整備事業のビジョンがわかりやすく、まとまっていると感じる。

・この体制を推進した後の”地域づくり”についてだが、専門的な部分が先行することで、そこに頼り切ってしまう地域になるのではないかという心配がある。

相談したい側には愚痴で終わる内容もあり、既存の団体が相当数の相談を吸収しカバーしている。今できている地域にある解決能力をなくさないよう、開始の段階で各団体とイメージの共有が必要だと感じ、スタートの切り方を大事にして欲しい。

・旭川市には、若年層のサロンや集う場が少なく、もう少し数が増えればひきこもり傾向の方なども参加できると思われる。そうすると、処理が難しい問題や、吸収しきれない相談が浮き出てきて『地域まるごと支援員』がキャッチするという流れが理想的と感じた。

(事務局)

・”地域づくり”の全てを『地域まるごと支援員』が受け持つ訳ではなく、自助の機能を奪うことは本意ではない。それぞれの団体の方々が対応した中で、受け止め切れないものやこぼれてしまっていた相談を拾い上げる存在と考えている。地域の方が支えて進めることが理想であり、バックアップとして『地域まるごと支援員』を配置し、地域と共に解決していく

ことを考えている。

・若年層に対する支援が必要という意見があれば、その構築や生み出すお手伝い出来ることが理想である。既存の仕組みを生かしつつ、こぼれ落ちることがない体制を整えていきたいと考えている。

(参加者)

・『地域まるごと支援員』が核になり地域福祉を進めて行く状況と理解するが、すでに地域で取り組んでいる既存の団体と、定期的な打ち合わせや地域の状況等を把握するような会議等は考えているのか。

(事務局)

・市内15地区に『地域まちづくり推進協議会』があり、11月以降に説明の機会を設ける予定である。まずはそこからではあるが、他の団体等とも連携の場は必要と考えている。

(参加者)

・地域を幅広く把握する意味で、話し合いの場があった方がお互いに情報共有ができ、『地域まるごと支援員』の動きにもプラスになる。是非そのような場を作ってもらいたい。

(事務局)

・新たな会議の場を設けると、関係者の負担になると感じられる。既存の会議への参加を想定し、その中で関係を作り相談を重ねていきたい。今あるものを生かすイメージである。

(参加者)

・様々な団体が地域で活動しているが、担い手の高齢化や地域力の減少、困りごとや生活不安を抱える市民も増加している。困っていても手を上げない、支援が必要なのに閉じこもる人もいる。人材、お金、場所などの問題もあり団体の活動はスムーズではない。

関係する人が役割を果たせるよう、意見や情報の共有、補い合いながら活動の維持が大切で、顔を合わせて話しができる関係を大事にして欲しい。

重層的な仕組みを生かし、今後の活動が、有機的、実効的、効率的に機能し、住民主体、市民参加、市民と行政の協働により推進して欲しいと思っている。

(事務局)

・本日示したのは、条例の骨子案、重層的支援体制整備事業についてのイメージ。今後たくさんの方の意見を取り入れ、実効性のある作って良かったと思えるものにしたい。これで完成ではなく、ここからが開始だと思っているので、今後も知恵や意見をいただきたい。

(参加者)

・『地域まるごと支援員』が地域の中に入り、情報提供や共有を図りながら将来どのような

形で地域と連携協力体制を目指すのか、現在と照らし合わせて伺いたい。重層的支援体制整備事業によって将来はこうなると、一定の回答を持ちパブリックコメントに臨むほうが地域の理解も深まる。

(事務局)

・支援を必要としている人を取りこぼさないということと、そういった方々が生きがいや役割を持てる生活を営むことができるようになるまで繋ぐことを目指している。そして、支える側、支えられる側に分かれるのではなく、それぞれが出来る範囲の役割を持つことで、地域の支え合い活動が維持される仕組みづくりが目標である。

(参加者)

・資料4の既存の行政サービスの経済の欄に、就労と農業の記載しかないが商業や工業は含まれないのか。同じく、既存の地域の取組の地域づくりの記載に、商工会はあるが商工会議所がない。経済団体という記載であれば、双方を含めることが出来るのではないか。

(事務局)

・資料作成に当たり、必要な要素が読み取れるように気をつけていたが、御意見いただいた点を考慮し資料を修正する。

(参加者)

・重層的支援体制整備事業の行き着くところは地域共生社会の実現であって、一つのアプローチとして『地域まるごと支援員』と地域が連携し、住みよい社会を実現させていくという意味か。将来的にこの仕組みが発展し、地域の相談体制になるという意味ではないという理解で良いか。

(事務局)

・『地域まるごと支援員』が地域共生社会を作る全てではなく、課題のある人を見つけ出し、取りこぼされている状況を解決したいということと、活躍したいと思っている人を誰かとつなぐ方法である。地域共生社会が『地域まるごと支援員』で完結するわけではなく、具体的な取組の一つを新たに始めるという意味である。

(参加者)

・条例案のキーワードとして、地域共生社会の実現が最終ゴールと捉えられる。その文言が資料4にも記載されると一目瞭然でわかりやすい。
・社会福祉法の位置づけから、支援側と地域側という二つの構造に分かれているが、定義(1)では”支え手と受け手という関係を越えて”と記載しており、対立構想とならないよう検討が必要である。
・各種民間団体、市、道、国の取組やサービスの記載があるが、H26年以降いじめ対策推進

法が施行しており、スクールソーシャルワーカーが配置されている。教育分野は福祉と教育が組み合わされた領域もあり、その連携も位置付けてはどうか。

(事務局)

・”地域共生社会の実現”を加えることでわかりやすい図になる。また、支援側、地域側と分ける必要はないと感じた。

・スクールソーシャルワーカーとの連携は、教育委員会等と話しができていないが連携が必要であると考えている。見せ方、書き方の工夫を考えていきたい。

(参加者)

・生活支援コーディネーター業務では、高齢者支援を行っていても、引きこもりや子育てに関する課題を把握することや、地域住民との話し合いで、障がい等の分野を問わない相談があった。しかし、高齢者という枠組みの中の活動であり、対応に限界があったと感じている。

今後『地域まるごと支援員』となると、既存の活動や取組をより広げた活動ができると意見を聞きながら感じた。

(事務局)

・生活支援コーディネーターは高齢者分野という縛りや、コーディネート役という実践者としての性質がない業務内容となっており、歯がゆい思いをしたと聞いている。『地域まるごと支援員』は、分野を問わず実践者にもなり得るという役割で提案している。

これまで生活支援コーディネーターとして経験してきた部分、地域と接した内容を、次につなげて引き続き協力していただきたい。

3 その他

(事務局)

・全5回の懇話会を開催することができ、条例骨子案の作成という目標を達成した。緊急事態宣言等の発令等により予定した開催とはならなかったが、今回をもって終了となる。

最終的な案が出来れば、郵送で皆様に情報提供させていただくが、非常に多くの貴重な意見をいただき、感謝を伝えさせていただきたい。

4 閉会

(参加者)

社会福祉法の6条により、国と地方公共団体がリードし社会福祉を推進していくと明記されており、このように充実したプランの提示があり心強く思った。大変感謝の気持ちである。

以上をもって、令和3年度第3回旭川市福祉のまちづくりに関する懇話会の終了とする。